

第57回国連婦人の地位委員会
橋本ヒロ子日本代表ステートメント（和文仮訳）

平成25年3月7日

議長、

日本国政府を代表して、議長をはじめとするビューローメンバーとこの会合の準備に献身的な努力をされたすべての関係者に心から謝意と敬意を表します。

議長、【一般的な我が国の施策】

本年1月、安倍総理は、所信表明演説の中で、「働く女性が自らのキャリアを築き、男女が共に仕事と子育てを容易に両立できる社会」を目指す、と述べました。我が国は、2010年12月に策定した第三次男女共同参画基本計画に基づき、様々な分野で男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

例えば、女性の経済的エンパワメントに向けた各企業の自主的な取組を積極的に後押しするため、国連グローバルコンパクトとUN Womenが作成した「女性のエンパワメント原則（WEPS）」への理解を促す活動を、政府と民間の各種団体が協力して行っています。

さらに、安倍総理の指示に基づき、関係大臣が連携して、日本経済再生のために、若者と女性の活躍を推進するためのフォーラムにおいて関係者の声を聞き、女性の活躍促進策を検討することとしています。

議長、【優先テーマに関する我が国の施策】

本年の優先テーマである女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止は、国際社会が一致して取り組むべき課題であり、我が国としても重視しています。本年2月の国会における外交演説において、岸田外務大臣は「女性の権利保護等にかかわる国際的な取組にも積極的に参加」と述べており、我が国としてこの分野の取組を一層進めていく考えです。

我が国は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などの関係法令や、第3次男女共同参画基本計画などの政府の行動計画に沿って、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進しています。

その取組のひとつとして、我が国は、毎年11月12日から25日の女性に対する暴力撤廃国際日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。昨年11月の訪日中、バチエレ UN Women 事務局長には広報活動の一環として実施した東京タワーの点灯式典にご参加頂きました。

男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築の観点から、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材を作成し、指導者のための研修を実施して、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図っています。

また、ストーカー事案に対して、相談しやすい体制構築のため、女性被害者に対して、女性警察職員が相談及び被害届の受理や事情聴取を実施したり、警察が執り得る措置等について手続の流れを図示しながらわかりやすく説明し、被害者が選択する措置を明確にする方法を導入するなど、ストーカーを始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る女性被害者が相談しやすい体制・制度の構築に努めています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災地において女性が様々な不安や悩みを抱えることや、女性に対する暴力が生じることなどに対応するための新しい取組として、地方公共団体及び民間団体等と協同で、専門性の高い相談員の協力を得て相談窓口を開設し、電話や面接で相談を受け付けるとともに、相談員が仮設住宅等を訪問し、被災女性から直接相談を受け付けることなどにより被災地において女性が安心して相談できる相談事業を実施しているところです。

議長，【国際協力】

我が国は、「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づき、ジェンダー平等政策・制度整備や女性のエンパワメントに向けた国際協力を推進するとともに、農業・林業・水・保健・教育セクター等ODAのあらゆる分野、段階においてジェンダー主流化に努めているところです。

女性及び子どもに対する暴力の撤廃・防止という観点からは、例えば、人身取引の予防と被害者支援のための取組等、各国での事業実施に加え、ASEAN諸国を対象とした人身取引防止の研修を毎年開催し、メコン流域全体でのネットワーク強化を図っています。

また、人間の安全保障基金への支援を通じて、ジェンダー主流化に貢献しています。例えば、同基金では、女性も含む国内避難民に対し法的支援やガイダンス提供等を行うなど、ジェンダーに基づく暴力の防止及び人間の安全保障改善のための取組を支援しています。

また我が国は、” Say No-UniTE to End Violence against Women” イニシアティブを支持し、我が国の「COMMIT」を表明したほか、UN Women が管理する「女性に対する暴力撤廃のための国連信託基金」への支援を決定したところです。

さらに、我が国は、「女性・平和・安全」の分野の取組を積極的に進めていく所存であり、安保理決議第1325号に基づく国内行動計画の策定に向けても、前向きに検討しています。

議長、

最後に、2013年は国連が1993年に女性に対する暴力撤廃宣言を採択して20年にあたり、我が国はNGOをはじめとする市民社会や国際機関と連携し、北京行動綱領の実施及びミレニアム開発目標の達成のために、女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別及び暴力の撤廃に関する国内外の施策の一層の充実に努める所存です。

ありがとうございました。